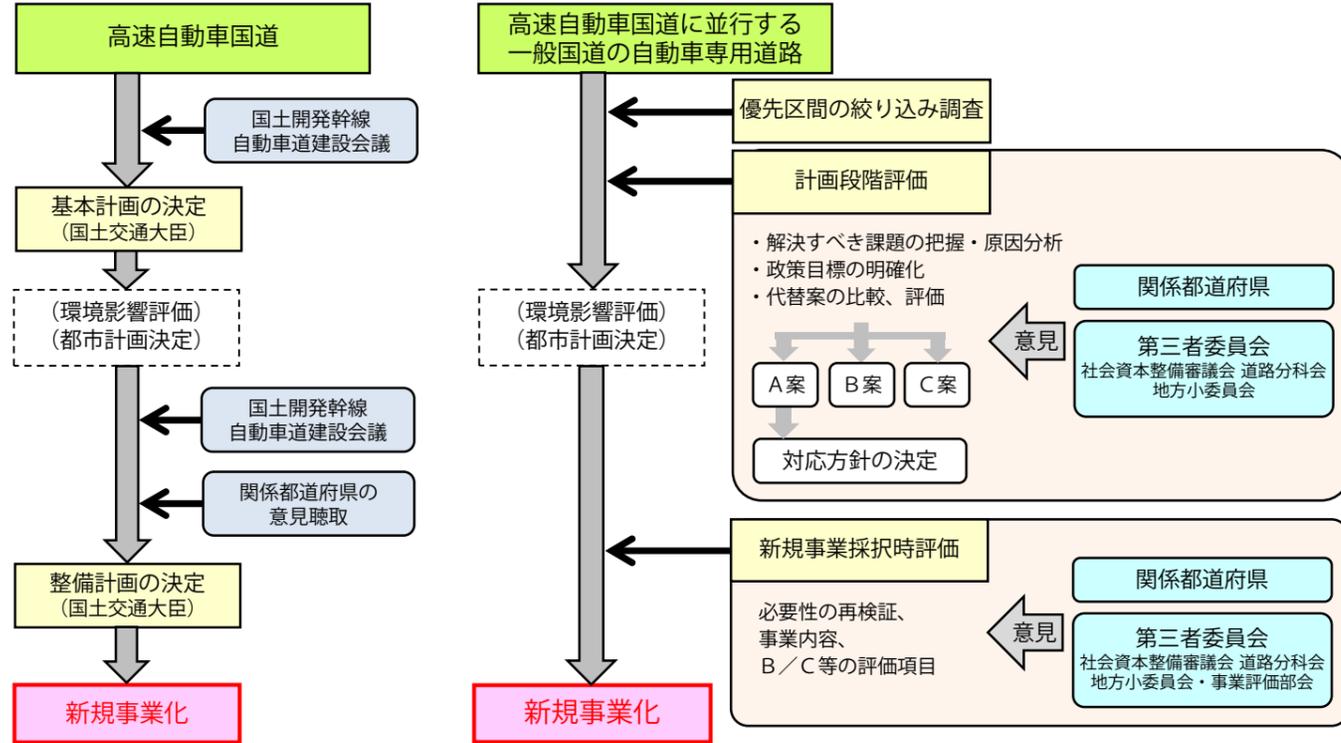


高速道路の手続きと事業評価の流れ



島根県の高速道路の種類

区分	高速自動車国道		高速自動車国道に並行する一般国道の自動車専用道路	
内容	高規格幹線道路網約14,000kmのうち、国土を縦貫または横断する高速幹線自動車道として国土開発幹線自動車道建設法及び高速自動車国道法で定められた約11,520kmの路線をいいます。		現道の渋滞対策や交通危険箇所解消等のため、一般国道のバイパスとして整備される自動車専用道路です。高速道路の連続性をできるだけ早く確保することを目的としています。	
道路法の区分	高速自動車国道		一般国道	
事業主体	西日本高速道路株式会社	国土交通省（新直轄方式）	国土交通省	国土交通省と西日本高速道路株式会社
県内路線	中国縦貫自動車道 中国横断自動車道広島浜田線 中国横断自動車道尾道松江線 (三刀屋木次～松江玉造) 山陰自動車道（宍道～出雲）	中国横断自動車道尾道松江線 (県境～三刀屋木次)	一般国道9号 松江道路 出雲湖陵道路 湖陵多伎道路 多伎朝山道路 朝山大田道路 大田静間道路 静間仁摩道路 仁摩温泉津道路 福光浅利道路 浜田道路 浜田三隅道路 三隅益田道路 益田道路	一般国道9号 安来道路 江津道路
利用料金	有料	無料	無料	有料（一般有料道路）



県民の熱意でつなごう 高速道路!!

島根県土木部高速道路推進課

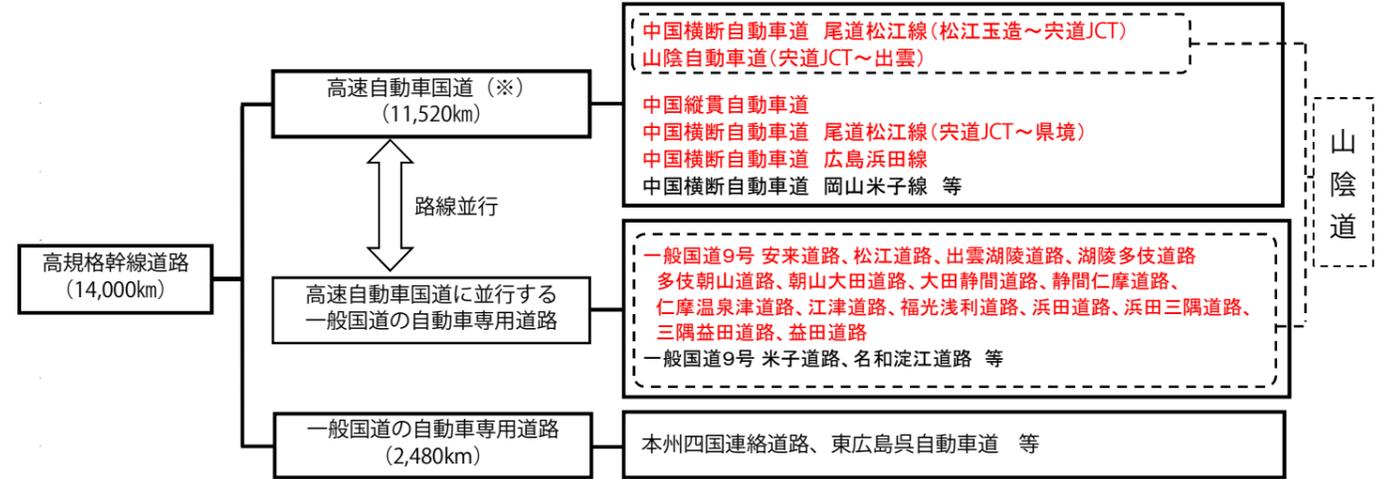
〒690-8501 松江市殿町1番地（県庁南庁舎6階）
[TEL]0852-22-6570 [FAX]0852-22-5190
[URL]http://www.pref.shimane.lg.jp/kosokudoro

島根県の高速道路

HIGHWAY NETWORK OF SHIMANE

H28.4.26

ネットワークからみた高速道路の種類



注1) 赤字は、県内の高速道路のうち、供用中または事業中の路線
注2) 高速自動車国道(*)においては、国土開発幹線自動車道建設法第3条及び高速自動車国道法第3条に基づく延長を示す

高規格幹線道路の整備状況（平成28年4月1日現在）

高規格幹線道路	路線延長 (km)	供用済	
		延長(km)	比率(%)
高規格幹線道路	14,000	11,266	80
高速自動車国道*	全国	11,520	84
	中国地方	1,560	85
	島根県	286	70

*高速自動車国道に並行する一般国道の自動車専用道路を含めて

島根県の高速道路の概要（平成28年4月1日現在）

路線名	路線延長 (予定路線)	供用延長				事業中				未事業化区間		
		高速自動車国道	並行する自専道	合計	比率	高速自動車国道	並行する自専道	合計	比率			
中国縦貫自動車道	22	22.3		22.3	100%			0	0%			
中国横断自動車道 尾道松江線	51	50.9		50.9	100%			0	0%			
中国横断自動車道 広島浜田線	36	36.4		36.4	100%			0	0%			
山陰道	(194)	安来	18.7		18.7		出雲湖陵	4.4			浅利～江津	7.5
		松江	9.6	(108.1)	(56%)		湖陵多伎	4.5			益田以西	10
		仁摩温泉津	11.8		91.1	51%	多伎朝山	9.0	68.0	(35%)		
		江津	14.5				朝山大田	6.3				
		浜田	5.9				大田静間	5.0				
		浜田三隅	8.1				静間仁摩	7.9				
		益田	4.3				福光浅利	6.5				
							浜田三隅	6.4				
							三隅益田	15.2				
							益田	2.8				
合計	286	127.8	72.9	200.7	70%	0	68.0	68.0	24%	17.5		

注1)山陰道の()値は尾道松江線(宍道JCT～松江玉造IC間15.7km)及び広島浜田線(浜田JCT～浜田IC間1.3km)との重複延長を含めている
注2)路線延長は四捨五入で整数止め

山陰道の整備状況（平成28年4月1日現在）

山陰道全線	路線延長 (km)	供用済		事業中	
		延長(km)	比率(%)	延長(km)	比率(%)
鳥取県鳥取市～山口県下関市	380	163	43	118	31

